

湯浅町就学援助費支給要綱

平成14年4月19日
湯浅町教育委員会
湯浅町教委要綱第7号

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条及び第40条の規定に基づき、経済的理由のため就学が困難な児童生徒の保護者に対し湯浅町が実施する就学に必要な学用品の購入等に係る援助費の支給について必要な事項を定める。

(援助費の支給を受けることができる者)

第2条 援助費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は湯浅町内に居住し、公立の小学校または中学校に在学する児童又は生徒（以下「児童・生徒」という。）の保護者（学校教育法第22条に規定する保護者をいう。以下同じ）で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 要保護者（生活保護法第6条第1項に規定する教育扶助を受けている者。）
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する保護を必要とする者のうち、教育扶助を受けていない者及び教育委員会が認定基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者（以下「準要保護者」という。）

(援助費の区分等)

第3条 援助費の項目（以下「援助費目」という。）支給内容は、別表第2に規定するとおりとする。

2 援助費目ごとの支給額は、予算の範囲内において、教育長が定める額とする。
(受給希望の調査等)

第4条 教育委員会は、毎年度1回、校長を通じ児童・生徒の保護者全員に対して就学援助の主旨、援助を受けることができる者、援助を受ける手続き等を記載した案内文書を配布し、あらかじめ援助費の受給希望の有無を調査するものとする。

2 教育委員会は、前項の調査において援助費の受給を希望する児童・生徒の保護者に校長を通じて次条に定める受給申請について、適切な指導をさせるものとする。

(援助費受給申請)

第5条 援助費の支給を受けようとする者は、毎年度教育委員会に申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記第1号様式の就学援助費受給申請書（以下「受給申請書」という。）を、校長を経由して教育委員会に提出して行わなければならない。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条第1項から第3項の規定による申請があったときは当該申請者に係る書類の審査及び必要な調査を行い、申請者が第2条に定める援助費の支給対象者であると認めた場合、当該年度の援助費支給対象者として認定する。

ただし、年度の中途における申請にあっては、原則として教育委員会が当該申請書を受理した翌月から認定するものとする。ただし、3学期に入ってからの申請受付は1月末日までとする。

(認定結果の通知)

第7条 教育委員会は、前条の規定による認定を終了したときは、認定結果について学校長を通じて受給申請者に通知するものとする。

(援助費の支給方法)

第8条 教育委員会は、前条の規定により支給対象者と認定された者（以下「受給者」という。）の指定した金融機関の預金口座に、援助費（医療費を除く。）を直接口座振替により支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、援助費について、請求、受領、返納、学校給食会計への繰入れ等について委任を受けた学校長に交付することができる。

(医療券の交付等)

第9条 援助費のうち医療費については、次に定めるところにより支給するものとする。

（1）教育委員会は、受給者の請求に基づき、学校長を通じて別記第2号様式「要・準要保護児童生徒医療券（以下「医療券」という。）」を交付するものとする。

（2）医療券の交付を受けたものは、医療機関にその医療券を提出して、当該治療を必要とする児童・生徒に治療を受けさせることができる。

（3）前号の規定に基づき治療を実施した医療機関は、別記第3号様式「要・準要保護児童生徒医療費請求書（以下「医療費請求書」という。）」を作成し、教育委員会に請求するものとする。

（4）教育委員会は、前号の規定に基づき請求を受けた医療費を受給者に代わって医療機関に支払うものとする。

（5）教育委員会は、（1）号ただし書きによる医療券の交付を受けた者が受給者と認められないときは、医療機関に支払った医療費の全額をその者から返還させることができる。

2 学校長は、別記第4号様式「要・準要保護児童生徒医療券交付整理簿」を備え置き、前項の規定により医療券を交付する都度記帳するほか、教育委員会から医療費を支払ったのち送付される医療券（学校控）により確認し、年度ごとに整理保管するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により医療費請求書を作成する医療機関に対し、医療費請求書(医療機関控)を相当の期間整理保管するよう指導するものとする。
(保護者への周知)

第10条 学校長は、受給者に対して、援助費の支給方法及び支給内容を通知する。
(変更、就学援助世帯状況調査)

第11条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく学校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 保護者の住所、氏名に変更があったとき。
- (2) 生活保護法に基づく保護の開始又は廃止があったとき。
- (3) 前2項に掲げるものの他、援助費の受給申請書の記載内容に変更があったとき。

2 受給者は、毎年2月末日までに別記第5号様式の就学援助世帯状況調査を学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。
(認定等の取消)

第12条 教育委員会は、受給者が次の各号の一に該当した場合、受給者としての認定を取消、又は援助費支給の一部若しくは全部を取り消すことができる。

- 1 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
- 2 不正の手段により援助費の支給を受けたとき。
(援助費の返還)

第13条 教育委員会は、受給者が援助費の支給を受けた後、前条の規定により援助費を取り消したとき又は児童・生徒の長期欠席、行事不参加により援助費を使用しなかったときはこれを返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほかは、この要綱の施行について必要な事項は教育長が定める。

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。